

停止処分者講習実施要領の制定について（例規）

（最終改正：令和 7 年 3 月 21 日 運免第 20 号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則（平成 10 年和歌山県公安委員会規則第 5 号。以下「規則」という。）第 5 条の規定により、停止処分者講習実施要領を別記のとおり定め、平成 23 年 4 月 1 日から実施することとしたので、適正に運用されたい。

別記

停止処分者講習実施要領

第 1 趣旨

この要領は、規則第 5 条の規定により、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 108 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する講習（以下「停止処分者講習」という。）が適正に行われることを目的として、これを実施する上で必要な事項を定めるものとする。

第 2 講習用教材

規則第 3 条に定める停止処分者講習の委託を受けて行う者（以下「委託講習実施者」という。）は、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 38 条第 3 項第 3 号に定める講習用教材を次のように整備すること。

1 教本及び視聴覚教材等

委託講習実施者は、別紙の内容について正確にまとめられた停止処分者講習にふさわしい教本及び本県の交通実態に関する内容の資料並びに危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材等を必要数整備すること。

また、筆記による検査のために所要の運転適性検査用紙を必要数整備すること。

2 自動車等

自動車及び一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転に必要な適性に関する調査で、コースにおいて自動車等の運転をさせることにより行う検査に基づく指導（以下「実車による指導」という。）が各区分の停止処分者講習において実施できるよう、自動車等を必要数整備すること。

大型自動車、中型自動車及び準中型自動車については、補助ブレーキ等の装置を装備したもの、普通自動車については、マニュアル式及びオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとする。

また、大型自動二輪車及び普通自動二輪車については、マニュアル式及びオートマチック式のもの、一般原動機付自転車については、原則としてスクータータイプのものとする。

3 運転シミュレーター

運転シミュレーターは、型式認定を受けたもの等の適正なものを整備し、自動車等の運転に必要な適性に関する調査で、運転シミュレーターの操作により行う検査に基づく指導（以下「運転シミュレーター操作による指導」という。）が各区分の停止処

分者講習において実施できるよう、四輪車用、二輪車用及び一般原動機付自転車用の運転シミュレーターを必要数整備すること。

なお、降雪等の悪天候により、実車による指導が困難な場合においては、代替の措置がとれるようその整備に努めること。

4 運転適性検査器材

自動車等の運転について必要な適性に関する調査で、運転適性検査器材を用いた検査に基づく指導（以下「器材使用による指導」という。）が実施できるよう、運転適性検査器（検査を受ける者が自動車等の運転姿勢を保った状態で、視覚刺激表示装置の画面上に表示された視覚刺激に対し、手足によりハンドル、ペダル等を動かす動作を行うことにより、当該刺激に対する反応の時間及び正確性を検査し、これらのデータを記録するほか、検査を受ける者の精神緊張の状態、注意配分能力、集中能力等に関する分析を行うものをいう。）又は高齢者講習要運転操作検査器を使用するものとする。

第3 講習場所

委託講習実施者は、停止処分者講習を実施する場合には、所要の受講者を収容することができ、かつ、必要な教材を整えた教室等必要な施設を確保して行うこと。

第4 講習の方法等

1 実施日

停止処分者講習の実施日は、交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）が策定する。

2 講習時間及び実施期間

講習時間及び実施期間は、講習の実施区分に応じて次表に掲げるとおりとする。ただし、特に追加講習の必要がある者については、1時間程度追加講習を行うことができるものとするが、その時間分の手数料は徴収しないこと。

| 実施区分 | 講習時間 | 実施期間 |
|------|------|------|
| 短期講習 | 6時間 | 1日間 |
| 中期講習 | 10時間 | 2日間 |
| 長期講習 | 12時間 | 2日間 |

3 学級の編成

(1) 学級の編成の基本

短期講習、中期講習及び長期講習のいずれも、1学級は、原則として9人編成とし、運転適性指導については、1グループ3人以内とすること。

(2) 講習指導員の配置

1学級につき講習指導員1人を配置し、運転適性指導の場合には、1グループにつき講習指導員1人を配置する。

なお、講習指導員が2人以上となる場合は、中心となる講習指導員を指定し、この者の指示により効果的な講習を行うこと。

(3) 学級編成の細分化

受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、原則として二輪学級及び飲酒

学級を設けるとともに、その他の必要な各種の特別学級を設置し、それぞれの学級に適した内容の講習を実施すること。

なお、特別学級の対象者は、原則として次の基準により区分すること。

ア 二輪学級

主として二輪車（自動二輪車及び一般原動機付自転車をいう。以下同じ。）を運転している受講者及び主として四輪車を運転しているが、当該処分事由に照らして二輪車の運転について指導する必要があると認められる受講者

イ 飲酒学級

当該処分事由に照らして飲酒運転の危険性について指導する必要があると認められる受講者

ウ 速度学級

当該処分事由に照らして速度の危険性について指導する必要があると認められる受講者

エ その他の特別学級

当該特別学級設置の趣旨に該当する受講者

4 運転適性指導

自動車等の運転について必要な適性に関する指導は、筆記による検査、運転適性検査器材を用いた検査、自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査に基づいて行うものとする。

(1) 筆記による検査に基づく指導

講習の実施区分における筆記による検査の種類は、次表のとおりとし、受講者全員について実施し、診断票により検査の結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。

| 実施区分 | 筆記による検査の種類 |
|------|--------------------------------|
| 短期講習 | 「科警研編・運転適性検査 82－3」又はこれと同等以上のもの |
| 中期講習 | 「科警研編・運転適性検査 73－2」又はこれと同等以上のもの |
| 長期講習 | 「科警研編・運転適性検査 73－2」又はこれと同等以上のもの |

(2) 器材使用による指導

短期講習では、必要と認める者について、中期講習及び長期講習では、受講者全員について実施し、診断票により検査の結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。

(3) 実車による指導

ア 実車による指導場所等の設定

実車による指導は、コースで実施する。この場合におけるコース設定は、別表第1「実車による指導の講習路設定の基準と診断の着眼点」により行うものとする。

イ 使用車両

受講者が保有する免許の種類に対応する自動車又は一般原動機付自転車を使用すること。ただし、対応する自動車がない場合には、次の措置をとることができる。

(ア) 大型免許を保有する者は、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。

(イ) 中型免許を保有する者は、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。

(ウ) 準中型免許を保有するものは、普通自動車を使用すること。

(エ) 大型自動二輪免許を保有する者は、普通自動二輪車を使用すること。

なお、身体障害者が自己保有の改造車両の持込みを希望した場合は、これを認めることとするが、手数料上の特例が設けられていないことをあらかじめ知らせること。

ウ 運転行動の診断と指導

実車による指導においては、検査結果に基づき別表第2「運転技能診断票（四輪車用及び二輪車用）」を作成し、これにより行うこと。

(4) 運転シミュレーター操作による指導

ア 実車による指導のみでは指導が困難な交通事故、その他危険場面等について、運転シミュレーターの操作により疑似体験させ、受講者の運転行動の危険性を診断して行うこと。なお、運転シミュレーター操作による指導は、短期講習では必要と認める者に、中期講習及び長期講習では受講者の全員に、シミュレーター操作による指導を行うこと。

イ 使用する運転シミュレーターは、保有する免許の種類に応じ、四輪車用、自動二輪車用又は一般原動機付自転車用とする。ただし、原付免許保有者には、一般原動機付自転車用の運転シミュレーターを整備するまでの間、自動二輪車用で代替することができるものとする。

5 考査の実施

(1) 考査の実施要領

講習内容の修得状況及び講習効果を確認するため、講習全般の内容から正誤式又は選択式問題 40 問を出題し、筆記方式により 20 分で解答させる方法で行うこと。

なお、考査の成績が 50 パーセント以上の者について、受講態度を加味して改善効果の評価を行うこと。

(2) 改善効果評価上の留意点

改善効果の評価に加味する受講態度の判断に当たっては、次のような具体的行為又は態度が認められ、講習実施中に当該本人に対して当該事実について指摘したような場合には、不良と判断すること。

ア 他の受講者に迷惑となる行為

イ 故意に講習の進行を妨げる行為

ウ 極端に受講意欲が乏しいと認められる行為

6 受講者の確認等

講習実施に際し、受講者本人であること及び受講資格の確認を確実にすること。

第5 講習指導案の策定

停止処分者講習の実施に際し、あらかじめ、別表第3「停止処分者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（四輪運転者用・二輪運転者用）」に準拠し、本県の交通実態に即して重点を選定するなど、実質的效果の上がるような内容の講習指導案を作成し

て実施すること。

第6 受講申出の受理

委託講習実施者は、受講対象者から停止処分者講習の受講の申出を受けた場合は、行政処分（運転停止）通知書を提示させ、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードにより、当該受講対象者が本人であることを確認し、和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）第28条第2項に規定する停止処分者講習受講申出書に必要事項を記載させ、講習手数料を徴収した上、受理するものとする。

第7 結果報告等

委託講習実施者は、停止処分者講習を実施したときは、その結果等について、次により運転免許課長を経由して和歌山県公安委員会に報告しなければならない。

- 1 停止処分者講習受講申出書を取りまとめ、停止処分者講習受講手数料報告書（別記様式第1号）に添付して、講習を終了したその日のうちに報告すること。
- 2 1か月の講習実施結果を取りまとめ、停止処分者講習実施結果報告書（別記様式第2号）により翌月5日までに報告すること。

第8 事故防止等

委託講習実施者は、停止処分者講習の実施に当たって各種の事故防止に万全を期すため、講習指導員に特段の配慮をさせるとともに、特に二輪車の実車による指導に際しては、ヘルメット、プロテクタ、手袋等を確実に着用させること。

また、二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。なお、講習中の事故に対する損害賠償等の対応に備え、保険契約等を締結しておくこと。

第9 文書の保存

委託講習実施者は、講習に関する次の文書を備えつけておくものとする。

| 文 書 名 | 保存期間 |
|------------------------------|------|
| 停止処分者講習受講手数料報告書（副本）（別記様式第1号） | 1年 |
| 停止処分者講習実施結果報告書（副本）（別記様式第2号） | 3年 |

備考 保存期間の起算日は、これらの文書を作成した日の属する年度の末日の翌日とする。

別紙

1 最近における道路交通法令の改正の概要

最近5年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

2 運転者の社会的責任

運転者として守るべき基本的な心構えや、交通事故や交通違反を起こした運転者の刑事上、行政上、民事上の責任について図表等を用いて解説すること。その際、刑事裁判例や民事裁判例、保険制度について、図表等を用いて解説すること。

3 危険予測

(1) 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が採れるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

(2) 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

(3) 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

4 安全運転の基礎知識（運転の特性）

(1) 性格と運転

性格特徴が運転に与える影響について解説すること。

(2) 各年代毎の運転者の一般的特性

各年代毎の運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が留意すべき点も含めて解説すること。その際、運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

(3) 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力（①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と眩（げん）惑）について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

(4) 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

(5) 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組み等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

5 安全運転の方法

(1) 運転を始める前に

日常点検項目及び点検要領、運転免許種別に応じて運転できる自動車の種類、正しい運転姿勢、シートベルトやチャイルドシートの正しい着用・使用義務と効果、使用方法等について、イラスト等を用いて解説すること。

(2) 歩行者・自転車の保護

歩行者・自転車利用者の行動特性、歩行者・自転車を保護するための運転方法につ

いて解説すること。

(3) 高速道路の通行

高速走行の危険性、高速道路における安全な通行方法について、イラスト等を用いて解説すること。

(4) 駐車・停車、自動車の保管場所

駐車・停車が禁止されている場所、駐車・停車の方法、自動車の保管場所の確保について、イラスト等を用いて解説すること。

(5) 二輪車の特徴

二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について、イラスト等を用いて解説すること。その際、二輪車事故を防止するため、二輪車側及び四輪車側で注意すべき事項についても言及すること。

6 事故時の対応と応急救護処置

一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針（市民用）」に基づいた応急救護処置及び一時救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。

7 各種制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度、講習制度（初心運転者講習、若年運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習、高齢者講習）について、図表等を用いて解説すること。

8 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響、運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者、加害者、被害者遺族等の手記を掲載すること。

9 安全運転5則

(1) 「安全運転5則」を記載すること。

- 安全速度を必ず守る
- カーブの手前でスピードを落とす
- 交差点では必ず安全を確かめる
- 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 飲酒運転は絶対にしない

(2) 交通事故情勢等に応じたトピックスの記載

その時々の交通情勢で自転車の通行モラル、事故の増加要因や交通弱者の保護に関するものなどを必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

(別表省略)

(別記様式省略)